

あなたは 脳・心臓疾患の 高リスク状態です

無料の二次健診

『労災二次健診』のご案内

予約が必要です

二次健診の内容

頸部
超音波検査

・首の血管の詰まり具合がわかります。

心臓
超音波検査

・心臓の働き具合がわかります。

血液検査

・脂質異常症や糖尿病の程度がわかります。

保健指導

・食事・運動・生活習慣に関する話題が詰まっています。

※尿検査が必要な場合もあります。

健診結果で胃・肝臓・肺・大腸
などにも異常がある場合

・本制度の対象外。健康保険
を使って受診してください。

注意

※無料の二次健診には基準があります。必ずこの欄をご確認のうえ、ご利用ください。

以下の方はこの制度を受けられません

- 医師から脳や心臓疾患の症状を有すると診断された、またはそれを治療している方。
- 事業主の方（労災保険適用外）。
- 特別加入の方。
- 今年度（4月～翌年3月まで）内に同じ制度の二次健診を受けた方。

費用

- 健康保険を利用した治療が必要な場合には別途費用が発生します。

絶食

- 予約時間の6時間前から絶食です。水又はお茶の制限はありません。

手続き

予約

075(623)1110
音声案内①番

当診療所へお電話ください。
(健診受診日から3ヶ月以内)

書類の準備

「二次健康診断等給付請求書」
の必要事項を事業所担当者様に
記入していただく。

請求書記載例は裏面を参照し
てください。

当日の持ち物

- ・ 健診結果
- ・ 二次健康診断等給付請求書
- ・ 健康保険証

裏面もご覧ください⇒

京都市城南診療所

【健診担当者様へ】

労災保険二次健康診断のご案内

労災保険二次健康診断給付

個人、会社の負担はいっさいありません!

①受診費用
無料

②労災申請
必要なし

③保険料への
影響なし

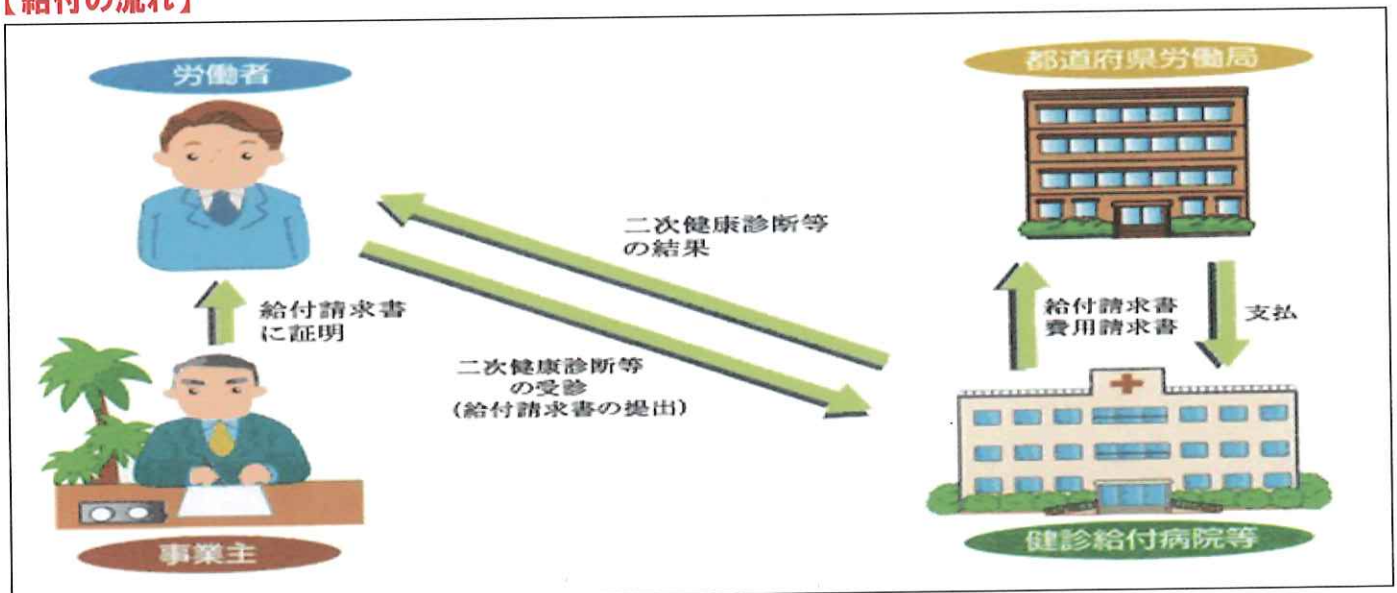
※事業主様は受診できません
※同年内に2回の労災
2次健診は出来ません

労災二次健康診断は一次健康診断を受けられた結果において、下記の項目に異常所見がある場合 受けられる健康診断になります。

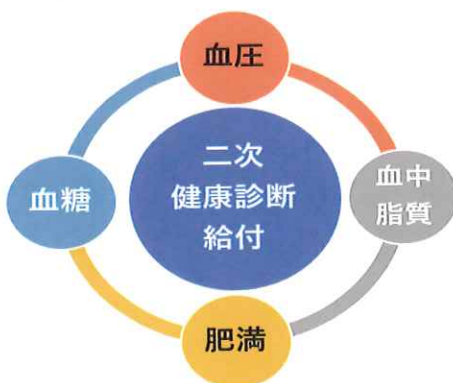
重大な健康リスクにつながりかねない疾患を予防するため さらに具体的な検査を実施します。事業主様、従業員の方双方にメリットがあり、健康を守ることになります。

労災二次健康診断の名称から 利用をためらう事業主様が多くおられます。今一度、ご理解いただき 労災二次健康診断をご利用くださいますよう おすすめ下さい。

【給付の流れ】



【一次健康診断結果の受診対象】



労災二次健康診断についてご不明な点やご相談、受診希望など有りましたら

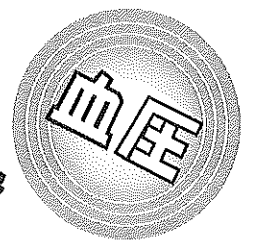
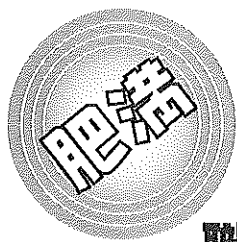
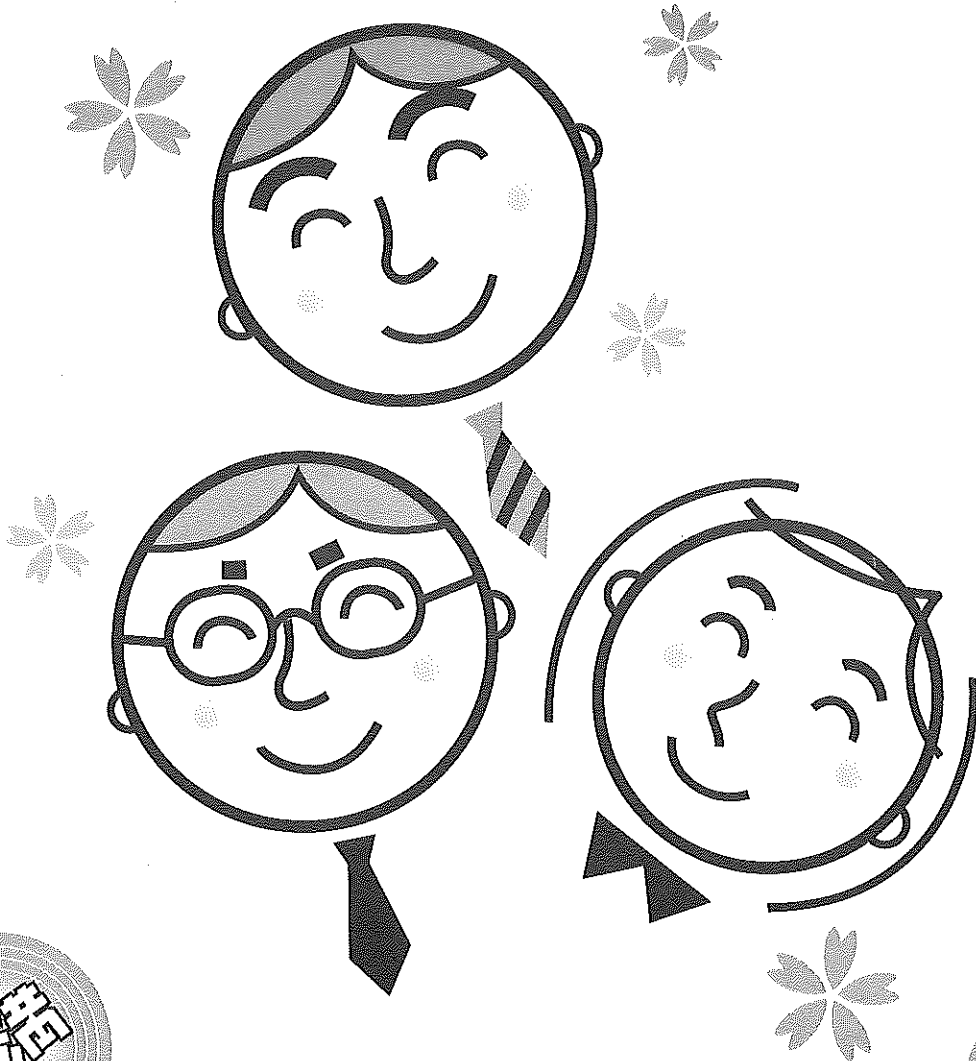
京都市城南診療所までご連絡下さい

【075-623-1110】

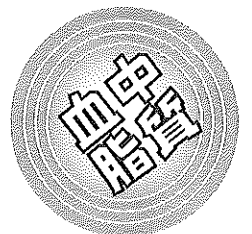
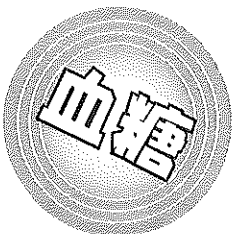
ガイダンス1番 外来診療



労災保険で二次健康診断等が 無料で受けられます



二次健康診断等給付は、
職場の定期健康診断等で異常の所見が
認められた場合に脳血管・心臓の状態を
把握するための二次健康診断及び脳・心臓疾患の
発症の予防を図るための特定保健指導を
無料で受診することができる制度です。



二次健康診断等給付の受診対象者

下記Ⅰ又はⅡのいずれかに該当する方が、二次健康診断等給付を受けることができます。

Ⅰ 一次健康診断の結果において、

- ① 血圧の測定
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ BMI(肥満度)の測定

の4つの検査について異常の所見があるとされた方

Ⅱ Ⅰの4つの検査のうち、1つ以上の項目で異常なしの所見があるが、それらの検査項目について、就業環境等を総合的に勘案すれば、異常の所見が認められると産業医等から診断された方

※労災保険制度に特別加入されている方及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している方は対象外となります。

※産業医等とは、事業場に選任されている産業医、地域産業保健センターの医師及び小規模事業所が共同選任した産業医の要件を備えた医師等をいいます。

二次健康診断等給付の内容

二次健康診断等給付では、二次健康診断と特定保健指導が行われます。
それぞれの内容は次のとおりです。

二次健康診断

二次健康診断として、以下の検査を受診者の負担なく受けることができます。

- 空腹時血中脂質検査
- 空腹時の血中グルコース量の検査(空腹時血糖値検査)
- ヘモグロビンA1c検査(一次健康診断において行った場合を除きます)
- 負荷心電図検査又は胸部超音波検査(心エコー検査)
- 頸部超音波検査(頸部エコー検査)
- 微量アルブミン尿検査(一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性(±)又は弱陽性(+)である方に限ります)

特定保健指導

特定保健指導として、二次健康診断1回につき1回、以下の指導を医師から受診者の負担なく受けることができます。
(二次健康診断の結果、脳血管疾患又は心臓疾患の症状があると診断された場合は受けることができません)

- 栄養指導(適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導)
- 運動指導(必要な運動の指針を示す指導)
- 生活指導(飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導)

●お問い合わせ

詳しくは、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)を御覧になるか、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署におたずね下さい。

なお、厚生労働省が所管する(財)労災保険情報センターホームページ(<https://www.rousai-ric.or.jp>)においても、二次健康診断等給付について紹介しております。